



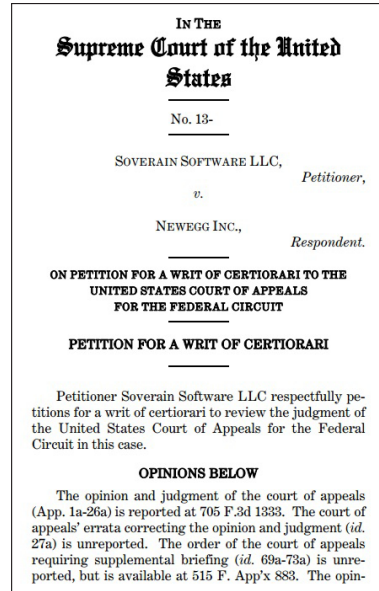
法律問題？ 事実問題？

Soverain Software LLC v. Newegg.com Inc.は、法律問題と事実問題との境目の見極めの難しさを改めて浮き彫りにしたケースでしょう。

Soverain Software社は電気カート（たとえばamazon.comでバーチャルで用いるショッピング・カート）についての特許を持っています。その一つは、米国特許第7,272,639号（写真）です。2010年にSoverain Software社がNewegg.com Inc.を含む様々な会社を、自社の特許権を侵害しているとして訴えました。Newegg社以外の被告は和解で事を納めました。Newegg社は争いを維持しました。その第1審訴訟では、発明は非自明であって、Newegg社は特許権を侵害していると判示されました。それを不服としたNewegg社が控訴したところ、CAFC（連邦巡回控訴裁判所）は発明が自明であるとして地裁判決を破棄しました。

それを受け、Soverain社は最高裁へwrit of certiorari（移送命令書）を今年の秋に上申しました。最高裁がその申し立てを承認すると、最高裁はCAFCの判断を再調査することになります。申し立ての中のSoverain社の基本的な主張は、発明の自明性という事実問題をCAFCが恣意的に法律問題として扱ったのは違法である、という点にあります。

米国憲法修正第7条によりますと、20ドル以上についての訴訟であれば、訴訟当事者は陪審員に決めてもらう権利があります。米国では、法律問題に関する判断は裁判官の権限領域ですが、事実問題ならば裁判官か陪審員のいずれかが決めることになっています。上の特許侵害訴訟は、当事者が望めば修正第7



条に基づき陪審による判断を受けられる訴訟でした。ところが、CAFCの裁判官は事実問題を法律問題として誤って扱ってしまったので、それが違法である、というのが、Soverain社の主張です。

ある問題が、事実問題なのか法律問題なのかの判断は、明確にできるようなできないような、なかなか微妙な問題です。簡単な例を一つ出しましょう。AさんからBさんへお金が移動したのか？これは、事実問題です。一方、AさんからBさんへお金が移動したことが窃盗に相当するのか？これは、法律問題です。

この基準で考えると、証人が信用できるかどうか、先行技術が何を教示しているのか、などの問題は事実問題のはずです。しかし本件では、CAFCの裁判官がこれらの判断をしてしまいました。ここでは、CAFCが事実問題を法律問題と無理やり決めつけてしまった

ように見受けられます。

1966年の最高裁判決、Graham v. John Deere Co. of Kansas Cityによれば、自明性は最終的には法律問題ですが、法律問題として処理できる状態にたどり着くには、その前に事実問題を処理しなければなりません。また、2007年のKSR International Co. v. Teleflex Inc.によると、原告と被告の間で事実問題について同意が存在している場合であれば、発明の自明性について裁判官が略式決定をすることができます。ところが、本件においては、移送命令書の申し立てにあるように、原告と被告との間で事実問題（証人、先行技術）に関しては同意に至っていません。それにもかかわらず、CAFCの裁判官はそれらを判断してしまいました。

申し立ては、原告の悲鳴に似ています。事実問題の処理権限と法律問題の処理権限との間の境目が漠然としてしまい、裁判官による“恣意性”が表に出て、客観性のレベルが下がってしまったのなら問題です。日々法律判断を繰り返す“職業判断者”とでも言うべき裁判官ではなく、フレッシュな陪審員による客観的な事実判断には、偏見や先入観が少なく、正義をもたらす可能性が高いと考えられ



ており、それが陪審制度の“命（いのち）”であると言って過言ではありません。その陪審制度を活用せず、裁判官が自らのバイアスのすべてを含んだ判断を出してしまったら、正義の女神（写真）は癩に障りそうです。

本件のことに思いをめぐらせながら、私はギリシャ神話を思い出しました。ギリシャ神話では、人間と同様に自分の粗い感情に引きずられた神々の話が多いです。ゼウスは、自分の奥さんから浮気を隠そうとしますが、バレるたびに奥さんに叱られます。気に入っている少年と一緒に円盤遊びをしているアポロに嫉妬した西風の神は、円盤が少年の頭にぶつかるように風を吹かせて少年を殺しました。それら神話の神々は、現代の裁判官と同じく、信用し難い、気まぐれに翻弄される存在です。

さて、米国の法律社会における“神”、最高裁は本件についてどう判断するのでしょうか？興味は尽きません。

(12) **United States Patent** (10) Patent No.: **US 7,272,639 B1**
Levergood et al. (45) Date of Patent: ***Sep. 18, 2007**

(54) **INTERNET SERVER ACCESS CONTROL AND MONITORING SYSTEMS** 4,578,530 A 3/1986 Zeller 1,780,220/89
4,734,258 A 3/1988 Schley
4,757,658 A 3/1988 Schley
4,759,663 A 7/1988 Cham
4,759,664 A 7/1988 Cham
4,759,665 A 7/1988 Cham
4,759,666 A 7/1988 Cham
4,759,667 A 7/1988 Cham
4,759,668 A 7/1988 Cham
4,759,669 A 7/1988 Cham
4,759,670 A 7/1988 Cham
4,759,671 A 7/1988 Cham
4,759,672 A 7/1988 Cham
4,759,673 A 7/1988 Cham
4,759,674 A 7/1988 Cham
4,759,675 A 7/1988 Cham
4,759,676 A 7/1988 Cham
4,759,677 A 7/1988 Cham
4,759,678 A 7/1988 Cham
4,759,679 A 7/1988 Cham
4,759,680 A 7/1988 Cham
4,759,681 A 7/1988 Cham
4,759,682 A 7/1988 Cham
4,759,683 A 7/1988 Cham
4,759,684 A 7/1988 Cham
4,759,685 A 7/1988 Cham
4,759,686 A 7/1988 Cham
4,759,687 A 7/1988 Cham
4,759,688 A 7/1988 Cham
4,759,689 A 7/1988 Cham
4,759,690 A 7/1988 Cham
4,759,691 A 7/1988 Cham
4,759,692 A 7/1988 Cham
4,759,693 A 7/1988 Cham
4,759,694 A 7/1988 Cham
4,759,695 A 7/1988 Cham
4,759,696 A 7/1988 Cham
4,759,697 A 7/1988 Cham
4,759,698 A 7/1988 Cham
4,759,699 A 7/1988 Cham
4,759,700 A 7/1988 Cham

(73) Inventor: **Thomas Mark Levergood**, Hopkinton, MA (US); **Lawrence C. Stewart**, Burlington, MA (US); **Stephen Jeffrey Morris**, Westford, MA (US); **Andrew C. Papp**, Lincoln, MA (US); **George Winfield Treese**, Newton, MA (US)*

(73) Assignee: **Sovereign Software LLC**, Chicago, IL (US)

(*1) Notice: Subject to any disclaimer, the term of this patent is extended or adjusted under 35 U.S.C. 154(b) by 0 days.

This patent is subject to a terminal disclaimer.

(21) Appl. No.: **09/062,479**

(22) Filed: **Jan. 12, 1998**

Related U.S. Application Data

(63) Continuation of application No. 08/474,096, filed on Jun. 7, 1995, now Pat. No. 5,788,790.

(51) Int. Cl. **G06F 15/16** (2006.01)

(52) U.S. Cl. **709/218, 709/203, 709/229, 709/217, 709/218, 719, 225, 229**

(58) Field of Classification Search: **709/217, 709/218, 719, 225, 229**
See application file for complete search history.

(56) References Cited

U.S. PATENT DOCUMENTS

4,365,679 A 12/1981 Boren
4,528,441 A 7/1985 Fessy, Jr.
4,529,876 A 7/1985 Cham

FOREIGN PATENT DOCUMENTS

EP 0172679 2/1986 (Continued)

OTHER PUBLICATIONS

T. Benes-Lee et al., REC. 1738, Uniform Resource Locator (URL) Network Working Group, Dec. 1994, pp. 1-25* (Continued)

Primary Examiner—**Patricia Winkler**
(74) Attorney, Agent, or Firm—**Jones Day**

ABSTRACT

(57)

This invention relates to methods for controlling and monitoring access to network servers. In particular, the process described in the invention includes client-server sessions over the Internet. In this environment, when the user attempts to access an access-controlled file, the server subjects the request to a secondary server which determines whether the client has an authorization or valid account. Upon such verification, the user is provided with a session identification which allows the user to access to the requested file as well as any other files within the present protection domain.

79 Claims, 7 Drawing Sheets

筆者紹介

ネルソン・グラム

U.S. Attorney (Virginia Bar), Global IP Counselors, LLP 所属。

1981年米国バージニア州生まれ。ジョージ・ワシントン大学 (DC) で国際関係論を学びながら、ウルグアイ大使館でインターン。卒業後、2003年渡日、香川県三野町 (現在三豊市) の国際交流協会で一年勤務。うどんが大好物となる。帰国後、ジョージ・メソン大学ロースクール卒。2008年8月からGlobal IP Counselors, LLPに弁護士として勤務。趣味は読書、運動。好きな言葉は「鳴かぬ蜚が身を焦がす」。